療育支援課

船橋市リハビリテーション検討会議設置要綱

（設置）

第１条　本市のリハビリテーションサービスにおける市民のライフステージに即した連続性のあるサービスを提供していける体制を整えることを目的として、庁内関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供を行うため、船橋市リハビリテーション検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　検討会議は、別表に掲げる所属の所属長から推薦を受け、議長が指名する者をもって組織する。

２　所属長から推薦を受ける者は、次に掲げる職種を有する者とする。

⑴ 理学療法士

⑵ 作業療法士

⑶ 言語聴覚士（言語相談員）

⑷ 臨床心理士

⑸ 心理発達相談員

⑹ 保育士

⑺ その他議長が必要があると認める職種

３　検討会議の議長は、療育支援課長をもって充てる。

（議事）

第３条　検討会議は、必要に応じて議長が招集し、議事を整理する。

２　検討会議及び事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（作業部会）

第４条　議長は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

（事務局）

第５条　検討会議の事務局は、療育支援課において行う。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附則

この要綱は、平成２１年３月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

船橋市リハビリテーション検討会議会員

委　　員
地域包括ケア推進課
健康づくり課
医療センター　リハビリテーション科
障害福祉課（身体障害者福祉センター・身体障害者福祉作業所太陽）
療育支援課（こども発達相談センター・簡易マザーズホーム）
療育支援課（事務局）